住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給について



新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり **10 万円**の現金給付を実施しています。

(令和3年11月19日「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において決定されました。)

対象者のうち、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、未だ受給できていない

「令和 4 年度から新たに住民税が非課税となった世帯等」へ確認書の送付を行います。

(令和4年4月26日「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において決定されました。)

既に本給付金(家計急変世帯を含む)を受給された世帯(支給対象であるが未申請及び辞退も含む)に再度支給されるものではありません。

非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

■柏市 04-7165-0250 FAX:04-7165-0256 受付時間:月曜日から金曜日午前 9 時から午後 5 時(祝日除く)

詳細:住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給について | 柏市役所 (kashiwa.lg.jp)

内閣府コールセンター(制度についてのお問い合わせ)

フリーダイヤル 0120-526-145 時間:午前 9 時から午後 8 時(土日祝を除く)